

由布市地域消費喚起プレミアム付商品券登録事業者募集要領

令和3年12月23日

改正 令和3年12月28日

(目的)

第1条 この要領は、市が発行する地域消費喚起のためのプレミアム付商品券を取扱う登録事業者の公募について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) プレミアム付商品券 市によって販売される商品券をいう。
- (2) 特定取引 プレミアム付商品券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式商標その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借り受けまたは役務の提供をいう。
- (3) 登録事業者 特定取引を行い、受け取ったプレミアム付商品券の換金を申し出ることができる事業者として登録された者をいう。

(プレミアム付商品券の概要)

第3条 市が発行するプレミアム付商品券は、1冊10,000円で販売する。

2 1枚あたりの券面は、1,000円とし、13枚綴りで1冊（額面13,000円分）とする。

3 購入対象者は、原則、一人あたり4冊までの購入を可能とする。

4 今回のプレミアム付商品券は、市内の取扱登録事業者で利用できる共通券とする。大型店（売場床面積1,000㎡を超える店舗）での使用を制限する専用券は、1冊あたり8枚とする。

(券面表示事項)

第4条 プレミアム付商品券に次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 実施主体及び所在地
- (2) 金額及び使用期間
- (3) 通し番号
- (4) 釣銭の取扱い
- (5) 紛失、盗難等の免責
- (6) 前号に掲げるもののほか、市長が定めるもの

(プレミアム付商品券の使用範囲等)

第5条 プレミアム付商品券は、登録事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。

2 プレミアム付商品券の使用期間は、令和4年3月26日から令和4年6月30日までの間とする。

- 3 プレミアム付商品券は、交換、譲渡及び売買を行うことができない。
- 4 プレミアム付商品券は、交付された本人又はその代理人若しくは使用者に限り使用することができる。
- 5 プレミアム付商品券は、以下の各号に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。
 - (1) 不動産や金融商品に係るもの（土地及び家屋の購入代金・借入資金など）
 - (2) たばこ
 - (3) 換金性の高いもの（商品券やプリペイドカード、切手、印紙、宝くじなど）
 - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの
 - (5) 国税、地方税や使用料などの公租公課
 - (6) 事業活動に伴い発生する原材料、機器類及び仕入商品等の支払いに係るもの
 - (7) 福祉、医療、介護費用の支払いに係るもの
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定するもの
（プレミアム付商品券の販売期間）

第6条 プレミアム付商品券の販売期間は、令和4年3月26日から令和4年6月30日までの間で、予算の範囲内で実施することとする。

（登録事業者の登録等）

第7条 市は、登録事業者を募集し、応募した事業者を登録の上、登録事業者に市が取扱店であることを証する証票（以下、「ステッカー」という。）を交付する。

2 応募をする事業者は、由布市プレミアム付商品券登録事業者申込書兼誓約書（様式第1号）に必要事項を記載の上、市へ提出するものとする。

3 応募が可能な事業者は、市内に事業所を有し、営業を行っている者とする。

（登録事業者の責務）

第8条 登録事業者は、特定取引において、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) プレミアム付商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと
- (2) 市が配布するステッカーを来客者の見やすい場所に掲示すること
- (3) 商品券の偽造等の不正の疑いがある場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、速やかに市へ報告すること
- (4) 市との連携体制を構築し、必要に応じて市からの指示に従うこと

2 市は、登録事業者が前項各号に反する行為を行ったときは、当該登録事業者の登録を取り消すことができる。

（登録事業者の登録解除）

第9条 登録事業者は、自ら登録事業者の登録を解除したい場合は、由布市プレミアム付商品券登録事業者登録解除届出書（様式第2号）を市へ提出し、ステッカーを

返却しなければならない。

(プレミアム付商品券の換金手続)

第10条 市は、特定取引においてプレミアム付商品券が使用された場合は、市が別に定める方法で登録事業者に対し、その券面金額に相当する金銭を支払うものとする。

2 前項の場合において、登録事業者は、特定取引において受け取ったプレミアム付商品券を提出して、券面記載の金額での換金を市の指定期間までに申し出る。

(釣銭)

第11条 プレミアム付商品券の使用に当たり、商品の支払い金額がプレミアム付商品券の額面に満たないときには、釣銭を支払わないものとする。

(紛失等の責務)

第12条 特定取引において受け取ったプレミアム付商品券の盗難、紛失、滅失は登録事業者の責務とする。

(市の責務)

第13条 登録事業者に対する説明会を実施し、事業の適正な管理に努めなければならない。

(その他)

第14条 この要領に定めのないことについては、別途、市と協議するものとする。

附 則

この要領は、令和3年12月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年12月28日から施行する。